◎新潟県告示第199号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第25条第１項の規定により、かご漁業（ばいを目的とするものに限る。）の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度を次のとおり定めた。

平成28年２月19日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

許可又は起業の認可をする船舶の隻数　　16隻